一般事業主行動計画

東京美装興業株式会社では、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、多様な働き方に対応できる仕組みづくりを検討し、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2024年4月1日~2027年3月31日までの3年間
- 2. 内容

目標1:男性従業員による子の出生後8週間以内の育休内容周知

女性従業員だけではなく、男性従業員も育児休業を取得できることを浸透させるために、 社内での従業員向けの労務コンプライアンス研修等を企画実施し、育児休業、介護休業 等に関する制度の内容を周知する。

目標2:個別周知・意向確認書の運用推進

妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認 の運用を推進し、育児休業内容だけではなく、育児休業給付金、社会保険料の免除等の 理解を促し、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を図る。

目標3:年次有休休暇の取得を促進

従業員の年次有給休暇取得を促進するため、有給休暇奨励日の設定、周知を行う。 また、上長が部下に対して積極的に年次有給休暇取得を促す。

2024年4月1日東京美装興業株式会社人事部